4 家族等を含めたトータルな継続した支援

目 指 す 姿

発達障害の家族やその他の関係者のニーズを把握し、情報提供や相談支援等、負担軽減 を図るための継続した支援体制が確立されています。

<取組の方向>

ア 家族支援体制の充実

取組の内容	担当
1 家族に対する生活支援の充実 (法第13条)	
家族が安心して育てることができるよう,早期から家族全体への説明 や支援を実施	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター
保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポートの実施	県(健康福祉局), 市町
家族のレスパイト(一時的休息)の提供	市町
保護者同士,子育て経験者との交流の場の確保	市町
2 療育支援・家族支援体制の充実 (法第13条, 第20条)	
子育てのスキルアップへの支援、情報提供	県(健康福祉局), 市町
ペアレントトレーニング等の実施	県(健康福祉局), 市町
ペアレントプログラム事業化マニュアルの活用の促進	県(健康福祉局), 市町
ペアレントメンター事業への支援と推進	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター
発達障害児・者の家族支援団体等と連携した取組の実施	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター

イ 関係者や支援者に対する支援の充実

取組の内容	担当
1 関係者や支援者に対する支援の充実 (法第 13 条)	
障害福祉サービス事業所等の職員に対する発達障害に関する研修の 実施	県(健康福祉局) 県発達障害者支援センター
関係者や支援者に対する相談支援の実施	県(健康福祉局) 県発達障害者支援センター
関係者や支援者に対する発達障害に関する啓発	県(健康福祉局) 県発達障害者支援センター

課題、取組の必要性

ア 家族支援体制の充実

1 家族に対する生活支援の充実(法第13条)

○ 発達障害者にとって、保護者やきょうだい等の家族はライフステージのあらゆる場面で最も身近な存在であり、家族のエンパワメントが乳幼児期から成人期までの一貫した支援の基礎となっており、特に子育てに不安を持つ保護者や発達障害児・者のきょうだい等家族に対する必要な情報提供、相談支援、生活支援、就業支援等の継続的な支援が求められています。

2 療育支援・家族支援体制の充実(法第 13 条, 第 20 条)

- 家族に対する発達障害の正しい理解や家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援,発達障害の育児経験をもつペアレントメンターが家族の不安に寄り添った相談・助言を可能とする家族支援体制の整備が必要となっています。
- また、不登校やひきこもりの状況にある児童生徒においては、その背景に発達障害の可能性があることなどから、家族を含めた支援が必要となっています。
- 発達障害児・者の家族の高齢化や核家族化等の課題があり、家族の現状や課題を把握し、相談 支援や家族支援等を一層行うため、引き続き家族等支援団体等と連携して取り組むことが必要です。

【発達障害の家族の課題】

(出典「広島県の発達障害児(街)支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて(平成22年3月」)

- 適切な家族支援がなかったため、児童虐待につながったケースもある。
- 発見段階では、母親だけへの支援に留まって家族全体への関わりが不足していることが、母親の 孤立感などを生む背景の一つとなっていることから、早期から家族全体への関わりが必要とされて いる。
- 障害が分かったときのショックや将来に対する不安を抱える保護者や兄弟姉妹に障害があることで悩みを抱えたり、保護者の関わりが相対的に少なくなったりしがちな他の兄弟姉妹への心理的ケアやカウンセリングの充実が求められている。
- また、既に子育てを行い様々な経験のある保護者の話を聞いたり、現に発達障害児を育てている 保護者同士で相談や情報交換を行ったりする機会を充実させていくことも重要である。
- 子どもから一時も目が離せない状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減するため、レスパイト(一時的休息)の支援を図ることも必要である。

イ 関係者や支援者に対する支援の充実

- 1 関係者や支援者に対する支援の充実(法第13条)
 - 発達障害児・者の関係者や支援者が、発達障害児・者の個々の特性について理解することがより、当事者やその家族の精神的な負担の軽減促進につながるため、関係者や支援者に対する研修、相談支援、啓発等が必要となっています。

現在の取組

○ 県のこども家庭センターによる取組

二次的な問題の改善のため、家族のカウンセリング、ペアレントトレーニング及び市町関係機関職員を対象にペアレントトレーニングのリーダー養成研修、社会的養護関係職員を対象にペアレントトレーニングによる対応方法の研修を実施しています。

○ ペアレントメンター事業

平成28年度からペアレントメンターの養成,活用するための体制整備を図るため,市町担当者への説明会を実施しました。